

平成 30 年度 横浜南陵高等学校【不祥事ゼロプログラム】

横浜南陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。
また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 行動計画（課題，目標，行動計画） 数字 は必須事項

	課 題	目 標	行動計画（*は職員啓発資料）
1	法令順守意識の向上 （公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	教育職員としての自覚をもち、校務外における行動についても信用を損なわないよう、公務外非行を未然に防止する。	*「神奈川県職員行動指針」による研修（4月） ・事故防止会議において校務外非行等の具体的事例をもとに、意識の啓発を図る。 ・メールおよび電子データ等の取り扱い、外線電話ならびに来客（保護者）対応について、朝の打ち合わせ等で徹底を図る。
2	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ、セクハラ行為を未然に防止する。	*「スクール・セクハラ防止」による研修（7月） ・朝の打ち合わせ等で日常的に取り上げ、職員の意識を高めるとともに、生徒間におけるセクハラ防止に向け、意識付けを徹底し、学校全体で防止に努める。
3	体罰、不適切な指導の防止	不適切な指導や体罰を未然に防止する。	*「体罰防止・人権に配慮した指導」による研修（10月） *学校いじめ防止基本方針による研修（4月） ・人権感覚を磨き、生徒理解を深める。 ・外部講師による人権研修（7/20(金)PM） ・いじめアンケート結果をもとに情報交換を密にし、後手にまわらない取り組みを徹底する。（4月）（5月）
4	入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	(1)入学者選抜に係る事故を未然に防止する。 (2)成績処理及び進路関係書類に係る事故を未然に防止する。	(1) *「入学者選抜の事故防止」による研修（11月） ・入選マニュアルを全職員が熟読し、願書、調査書、答案、その他資料について、適正な取り扱いを徹底する。 ・不明な点を明確化し、適切な対応を全職員で共有する。 (2) *「定期試験・成績処理の事故防止」による研修（5月） ・問題作成から試験の実施、成績処理および管理について、定期試験ごとに適切な取り扱いの確認を徹底する。 ・定期試験の作成は余裕をもって行なう。 ・正確で丁寧な点検を徹底する。

5	個人情報の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適性管理と流出を未然に防止する。	*「情報セキュリティ・個人情報の適切な取扱い」による研修（9月） ・取扱いに係る手続きを遵守し、相互による確認を徹底する。
6	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故の発生を未然に防止する。	*「交通事故防止・交通法規の遵守」による研修（12月） ・日常的な交通法規の遵守を呼びかける。
7	業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	県教育委員会～事故・不祥事防止3か条～（こころがまえ編）を徹底し、不祥事の発生を未然に防止する。	*「業務執行体制の確保」による研修（1月） *「行政文書の取扱い」による研修（3月） ・「ほう・れん・そう」の徹底を心がけ、複数の職員による点検を確実にこなす。
8	会計事務等の適正執行	県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。	*私費会計事務処理に係る研修（4月） ・会計事務担当者に対して県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。 ・私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。 ・外部講師による不祥事防止研修（10/30（火）PM）

< 朝の打合せでの取組 >

総括教諭が1週間ごとに立案した不祥事防止に係る取組項目を月曜日に読み上げ、注意を促し、不祥事防止への意識を高める。

3 検証

(1) 第1回検証

上記2に規定する行動計画について、平成30年11月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

上記2に規定する行動計画について、平成31年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

上記2に規定する行動計画について、平成31年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

上記3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめ、ホームページで公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。